RAJAH & TANN ASIA
LAWYERS WHO KNOW ASIA

ラジャ・タン法律事務所 アジア法セミナー（コンプライアンス）

『従業員による社内不正発生時の対応－シンガポールのケース（追加開催）』

拝啓　時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、ラジャ・タン法律事務所によるアジア法セミナー（コンプライアンス）「従業員による社内不正発生時の対応－シンガポールのケース」を追加開催いたします（７月３０日開催回がご好評につき満席となりましたので、同内容で追加開催いたします）。皆様のご参加を心よりお待ちしております。

１　日時：**2015 年 7 月 31 日（金）午前 9 時 30 分～11 時 00 分**

２　会場：**Rajah & Tann Singapore LLP　25 階　第 1 会議室**
住所： 9 Battery Road, #25-01 Straits Trading Building, Singapore 049910
最寄駅：Raffles Place MRT より徒歩 2 分

３　概要：

"You are fired!"— 万が一の社内不正の発生時、シンガポールではどのような対応が必要となるでしょうか。調査の要否から、雇用法・民事・刑事等の側面まで、検討すべき課題は以下のように多岐にわたります。

- どこまで社内調査ができるか？調査は誰がすべきか？その目的は？
- 当該従業員を自宅待機にできるか？
- 懲戒解雇にはどこまで根拠が必要か？本人の言い分を聞く必要もあるか？
- 警察に通報する義務はあるか？
- 民事裁判を通じた回収はできるか？

このセミナーでは、社内不正発生時の対応について実務的観点から解説し、参加者の質問にお答えします。

４　講師：　K. Muralidharan Pillai（シンガポール法弁護士・商事訴訟プラクティスヘッド）
Sim Wei Na（シンガポール法弁護士・商事訴訟プラクティスパートナー）
大塚　周平（日本法・シンガポール法(FPC)・ＮＹ州法弁護士）

K. Muralidharan Pillai: ラジャ・タン法律事務所商事訴訟プラクティスヘッドとしてシンガポールを代表する数多くの民事・刑事訴訟を手がけ、**Asia Pacific Legal 2015** において「法廷の巨人」***"Titan in the Courtroom"***と称される。
Sim Wei Na:ラジャ・タン法律事務所パートナー。商事訴訟・雇用法プラクティスに携わり、従業員対応の実務に精通。
大塚周平：日本国検察官として約８年間勤務した後、日系企業のグローバルコンプライアンス、リスク管理ほか紛争解決・企業法務に携わる。日系企業の海外拠点の監査・不正調査・不祥事対応について豊富な経験を有する。

５　言語：日本語（日本語で説明しつつ、補足・質疑応答について適宜通訳いたします）

６　対象：シンガポールで事業を営む日系企業の皆様

７　受講料：無料

８　お申込方法:

ご所属、ご氏名、e-mail アドレス、電話番号を明記の上、ラジャ･タン法律事務所ジャパンデスク japandesk@rajahtann.com まで e-mail にてお申し込みください。（恐縮ですが会議室席数に限りがございますので、定員になり次第締め切らさせていただきます。　何卒ご了承ください。）

お電話によるお問い合わせは（+65 6232 0163　担当： Mei Yeng Toh）までご連絡ください。

敬具